

## 【外国出張】

### インドネシア出張報告 (前プロジェクトの最終合同調整委員会への出席)

国際協力部教官

石 水 佑 佳

#### 第1 はじめに

令和7年9月9日から同月13日までの間、当職は、森本加奈法務総合研究所所長に同行して、インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という。）に赴き、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が、インドネシアの最高裁判所及び法務省法規総局（以下「法規総局」という。）をカウンターパートとして実施していた当時のプロジェクトである「ビジネス環境改善のためのドラフター的能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」の最終合同調整委員会（以下「JCC」という。）に出席した。

#### 第2 出張者及び出張日程

##### 1 出張者

森本加奈法務総合研究所所長、志摩祐介当部教官（現インドネシアのJICA長期派遣専門家）、高橋尚吾主任国際専門官、当職

##### 2 出張日程

9月9日（火）	移動日
9月10日（水）	JCC出席
	最高裁判所訪問
9月11日（木）	法規総局訪問
9月12日（金）	JICAインドネシア事務所訪問
	東アジア・ASEAN経済研究センター訪問
9月13日（土）	移動日

#### 第3 出張結果

##### 1 JCC参加

- (1) 本JCCについては、カウンターパートの一つである最高裁判所内において実施され、当職ら出張者がこれに参加した。

JCCのアジェンダの概要としては、冒頭、各カウンターパートの代表者である、法規総局長（同局局長代読）及び最高裁判所准長官による挨拶があったほか、日本側からは、在インドネシア日本国大使館次席公使、法務総合研究所長及びJICAインドネシア事務所所長からそれぞれ挨拶がされた。その後、各実施機関の成果等について、カウンターパート及び長期専門家から発表があり、その後、これを

踏まえた意見交換等が実施された。なお、上記のほか、最高裁判所判事、法規総局秘書局長らの出席があった。

- (2) 最高裁判所をカウンターパートとするプロジェクトの成果の関係では、最高裁判所のプロジェクト担当者である Ahmad ArdiandaPatria 氏と國井陽平長期専門家（当時。最高裁判所をカウンターパートとする活動を主に担当。現新潟地家裁・簡裁判事。以下「國井専門家」という。）によって発表が行われた。

同発表によれば、最高裁判所の関係における活動においては、プロジェクトの目標が、知的財産事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上に設定されているところ、その成果として、知的財産紛争を中心とした法的判断及び訴訟運営に関する裁判官の能力を向上させるための教材が作成されるとともに、裁判官の能力向上のための研修が実施されたとのことである。

具体的な活動内容としては、知財紛争に関する裁判官向けの研修プログラムの立案やシラバス・教材の作成、当該研修を実施する講師の育成及び当該講師による研修等が行われたことが報告された。また、5年間のプロジェクト期間中には、3回の本邦研修（合計45名の裁判官が本邦研修に参加した。）が実施されたところ、本邦研修に参加した裁判官の多くが、インドネシアで実施された研修にも参加したとのことであった。同研修の参加者らは、同研修の内容を高く評価しており、同研修で講師を担当した現地の裁判官も講義の機会を得ることができ、「自信をもって講義ができるようになった。」などといった感想が述べられたとのことであった。さらに、知財紛争等を対象とした裁判に関する執務参考資料の作成、公開及び普及という活動に関しては、知的財産一般のケースブックの改訂、商標のケースブックないし商標及び著作権のガイドブックが作成されたことが発表された。

これらの執務参考資料については、アンケートを行った多くの裁判官から「よく参照する」旨及び「役立つ」旨の回答があったことも発表された。

- (3) 法規総局の関係については、プロジェクトの担当者である Muhammad Akram 秘書局長及び法規総局をカウンターパートとする活動を主に担当する菊地英理子長期専門家（チーフアドバイザー）（以下「菊地専門家」という。）から、プロジェクトの成果が発表された。

法規総局においては、法令の整合性確保に関するドラフター（「任命権者から、法令の制定及びその他の法的文書を策定する活動を行うための完全な任務、責任、権限及び権利を与えられ、ドラフター専門職として任命された文民公務員」<sup>1</sup>）の能力向上が目標となっており、そのための研修教材が作成されたほか、これを用いたドラフターを対象とする研修が実施されるとともに、その研修を改善する取組が実施されたことが発表された。具体的な活動内容としては、まず、ワーキンググループが法令間にどのような不整合があるかをレポートにまとめ、その上で、シラバス

<sup>1</sup> 及川裕美「インドネシアにおけるドラフター制度の概要」ICDNEWS 97号56頁

の作成、技術研修のモジュール（教材）の作成及び執務資料の作成や改訂を行ったことが発表された。

この執務資料については、前プロジェクトにおいて、既にQ & A集という形にまとめられ、中央編と条例編の2種類が作成されていたところ、本プロジェクトでは、それらの改訂・配布が行われ、ソーシャライゼーション参加者の80パーセントがこれらを積極的に活用したいと回答した旨の紹介があった。また、若手ドラフターが中心となって研修教材の作成や研修の実施を行い、これらの活動を通じて、彼らの知識や技術が磨かれたこと、彼らの上司が若手ドラフターらの成長を高く評価していることも紹介された。

## 2 最高裁判所訪問

当職らは、JCC終了後、最高裁判所を訪問し、プロジェクトの主導的な地位にある Syamsul Ma'arif 准長官と面談した。同訪問では、森本所長から、准長官に対し、プロジェクト活動への協力や最高裁判所内に長期専門家の執務室を用意していただいていること及び現行プロジェクトへの協力や理解に対する謝意をお伝えした。

これに対し、准長官からは、國井専門家の尽力に対する謝意が述べられたほか、次期プロジェクトについても同様に協力をするとともに、本格的なプロジェクトの早期開始に向けても協力する旨の心強い言葉もあった。

## 3 法規総局訪問

(1) 本出張者は、法規総局を訪問し、Dhahana Putra 法規総局長及び Muhammad Akram 秘書局長と面談した。法規総局長からは、日本の支援に対する謝意と次期プロジェクトについても成果を上げられるよう尽力する旨の言葉が述べられた。これに対し、森本所長からは、法規総局内に長期専門家の執務室を用意していただいていることや現行プロジェクトへの協力に対し、謝意が述べられた。

(2) 法規総局長から現行プロジェクトに関し、改訂した執務資料が高評価を受けていること、同執務資料が紙媒体だけでなく e - b o o k s として閲覧可能であり、容易に参照可能な形にできたことを嬉しく思っていること、執務資料の普及につき、法規総局と内務省が合意書（MOU）を締結して協力して普及に当たっていることなどが紹介された。

(3) 法規総局としては、今後IT化やAIの活用に関心があり、4つのコンテンツの構想を有していることが伝えられた。

そのほか、法規総局長からは今後も技術研修を継続し、一度の研修に参加できる人数を増やすことについても要望があった。

#### 4 その他

##### (1) JICAインドネシア事務所訪問

本出張者は、JICAインドネシア事務所を訪問し、同事務所所長、同事務所次長らに対し、今回の出張における各機関への訪問の結果を報告し、特に、法規総局のAIの活用に対する関心や、4つのコンテンツの構想に関する情報共有や意見交換を行った。プロジェクトからは、インドネシア側の構想について、今後適宜状況等を確認すべきことや4つのコンテンツを構築する前提として、まずは既存の法令を整理することが不可欠であるなどの意見が述べられた。

##### (2) 東アジア・ASEAN経済研究センター（以下「ERIA」という。）訪問

本出張者は、JICAインドネシア事務所と同じビルにあるERIAの事務所を訪問した。対応をいただいたERIAの渡辺哲也事務総長からは、ERIAの活動概要について、ERIAがASEANへの政策立案支援のほか、主要分野として貿易投資、サプライチェーン、脱炭素、エネルギートランジション、デジタルイノベーションスタートアップ、医学留学生プログラム、高齢化縦断調査、海洋プラスチックごみ対策及び法務・司法分野での活動を行っていることなどの紹介があった。

これらの中でも、特に法務・司法分野におけるニーズが高まっていることや、法務・司法分野の活動として第3回日ASEAN高級法務実務者会合（日ASLOM）にERIAとして初参加したこと、国際紛争解決、デジタル司法、知財保護、人権などに関する調査研究やセミナーの開催により、「日ASEAN法務・司法ワークプラン」の実施に貢献していることについて紹介があった。

#### 第4 終わりに

##### 1 本出張では、JCCでの発表や関係機関との協議等から、プロジェクトにおける成果を確認することができた。

最高裁判所では、作成したケースブックやガイドブックが実際に商事事件を取り扱う裁判官の執務に資するものとなっており、多数の裁判官によって、有用な資料として利用されていることを確認することができた。さらに、インドネシアの裁判官が講師となって研修を受け持つことができきており、インドネシア内で裁判官の人材育成を進めることができる土壌が形成されつつあることも実感できた。

法規総局との関係においても、執務資料の中央編及び条例編の改訂が終了し、それらが内務省とも協力してインドネシア国内で普及されていることが明らかとなった上、法規総局長が述べられたとおり、e-booksとしてより幅広いドラフターが資料を閲覧することが可能な状態が形成されており、多数のドラフターの能力向上が図られていた。

各カウンターパートの訪問時には、各機関の代表者からは、現行プロジェクトに対する高い評価の言葉とともに、菊地専門家、國井専門家の活動を始めとする日本の支

援に対し、厚い謝意が伝えられ、日本と各カウンターパートとの間における固い信頼関係の構築を再確認することができた。

2 令和7年10月から既に始動している新しいプロジェクト（以下、「新プロジェクト」という。）について言及しておく。新プロジェクト<sup>2</sup>についての協議を今回の出張で行い、各カウンターパートの関心事項やニーズを当部担当教官及び専門官が直接聞くことができたこと、プロジェクトの実施主体であるJICAともインドネシアのニーズについて情報共有でき、共通認識を得ることができたことは新プロジェクトの始動や方向性を検討する上でも有益なものであった。また、新プロジェクトが3年と短期間であることから、その次のプロジェクトも視野に入れた今後の支援について検討を開始し、JICAとの協議を行う必要がある。今回の出張で得た情報を踏まえ、これまでの支援活動で構築したカウンターパートとの信頼関係をより強固なものとするべく、新プロジェクトに対する支援等を着実に進めていきたいと考えている。

---

<sup>2</sup> 「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」。2025年10月～2028年9月までの3年間の予定で行っている。カウンターパートは前プロジェクトと同じインドネシアの最高裁判所と法規総局。



J C Cでの森本法務総合研究所長挨拶の様子



J C Cでの國井専門家発表時の様子



JCCでの菊地専門家発表時の様子



最高裁判所訪問時の様子



法規総局訪問時の様子